

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和元年12月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年12月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー玉里団地店

鹿児島市玉里団地一丁目2062番261号

### 2 変更事項

#### (1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設 1 建物内北側 2立方メートル

廃棄物等保管施設 2 建物西側 13立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設 1 建物内北側 1立方メートル

廃棄物等保管施設 2 建物西側 5立方メートル

#### (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第2駐車場 2箇所 敷地南側及び北側

第3駐車場 4箇所 敷地東側

イ 変更後 第1駐車場 3箇所 敷地東側、北側及び西側

第2駐車場 2箇所 敷地南側及び北側

第3駐車場 4箇所 敷地東側

#### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

### 3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和2年8月11日

(2) 2の(2)及び(3) 令和元年12月11日

### 4 届出年月日

令和元年12月11日